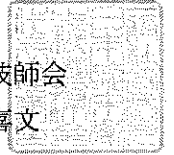


4日臨技発第129号
令和4年6月7日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文



タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会受講へのお願い

謹啓

平素は、当会事業に多大なるご協力いただきありがとうございます。

さて、都道府県技師会のご協力を得て開催しています、「タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会」は、お陰で、令和3年8月開始から全国で延べ65回を超える講習会が開催され、3,700人を超える既卒者（臨床検査技師）が受講しています。

ご承知のとおり、本講習会は、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改訂する法律（法律第49号）」附則第14条第1項及び改正臨床検査技師等に関する法律施行令（政令第202号）附則第2項による厚生労働大臣が指定する研修として、令和3年7月9日、告示第274号及び276号として、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修とされました。

本講習会の受講は臨床検査技師の国家資格の一部追加のために必須であり、令和6年4月1日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者すべての臨床検査技師に受講していただくことを念頭に継続事業(令和4年度～令和6年度)を展開しますが、令和7年度以降については、開催回数を経時的に縮小していく予定です。

今回の医療法等の改正は、医師の時間外勤務の縮減等が目的であり、チーム医療等を加速する必要があることから、改正法及び改正政令の附則において、病院又は診療所の管理者は、当該施設に勤務する臨床検査技師に対して、当該講習会の受講の機会を与えるように努めなくてはならないとされています。

このことから、別添、施設長並びに検査部門長宛に受講促進の依頼文を作成いたしましたので、ご活用ください。

また、貴会所属会員に対しても、本講習会の趣旨を理解していただき、受講されるようご周知方宜しくお願いいたします。

謹白

問い合わせ先
担当執行理事副会長 丸田秀夫
事務局 山内優子
TEL : 03-5767-5541